

要望書（回答）

1. 自覚なきハイリスク家庭に対し、行政サービス等への結びつけを行う主体の明確化

私たちが活動を通じてハイリスク家庭を補足した際、どこへ連絡することで当該家庭に対し積極的な行政サービス等への結びつけが行われるのかがわかりません。当該家庭と信頼関係を構築し、自身が置かれている状況の自覚を促し、行政サービス等への結びつけを行っていただける主体を明確にしていいただければと思います。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

児童虐待に係るハイリスク家庭の主担当はこども支援課です。家庭の抱える課題は様々で、それぞれに応じた所管課があり、また、日常的に関わる機関もありますので、互いに連携しながら対応しております。

2. 要保護児童対策協議会におけるその他の構成員として、子ども食堂等を運営する団体の活用

厚生労働省、市町村児童家庭相談援助指針第5章第18節にも規定されておりますが、児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であると思いますので、民間団体としての位置づけに子ども食堂等を運営する団体との連携も検討していただければと思います。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

「市町村子ども家庭支援指針」（平成29年3月31日雇児発0331第47号）第5章第19節において関係機関及び民間団体の間の連携の強化について記載がありますが、同節第2項で、具体的な連携としては個別ケースにおける見守り等となっており、貴団体とも個別ケースにおいて相談を受けたり、ケース会議に参加いただくなどを通して、同指針に記載される連携を図っているものと考えております。

要保護児童対策地域協議会の構成機関は、同協議会代表者会議の場で協議することになりますが、市内では複数の子ども食堂等が活動していますので、活動の基準や内規、研修、連絡調整体制等を整理され組織化することが必要になるかと思っております。

3. 厚生労働省所管の支援対象児童等見守り強化事業における補助金の積極的な活用

令和2年5月27日に閣議決定された令和2年度第2次補正予算案においては、子どもの見守り体制を強化するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども「等」の、見守りに加え、状況の把握や食事の提供等に要する経費を補助する「支援対象児童等見守り強化事業」を盛り込んでいると思います。

是非、苫小牧市における新たなセーフティネット構築のためにも積極的に活用していただきたく思います。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

「支援対象児童等見守り強化事業」は主に食事を個々の家庭に配達する、いわゆる「宅食」を通して行う見守り活動となっています。

市内では6団体が子ども食堂等として活動されていますが、それぞれの考え方のもと規模や実施方法など様々であり、同じような宅食事業を展開するのは難しいものと考えております。

また、市の事業として均一化されたサービスを提供するという公平性の観点からも現時点での事業化は難しいものと思われまます。

しかしながら、地域における民間団体等とのネットワークにより子どもを見守る仕組みは重要なものでありますので、今後も御協力をいただきながら子どもの安全に向け取り組んでまいりたいと考えております。